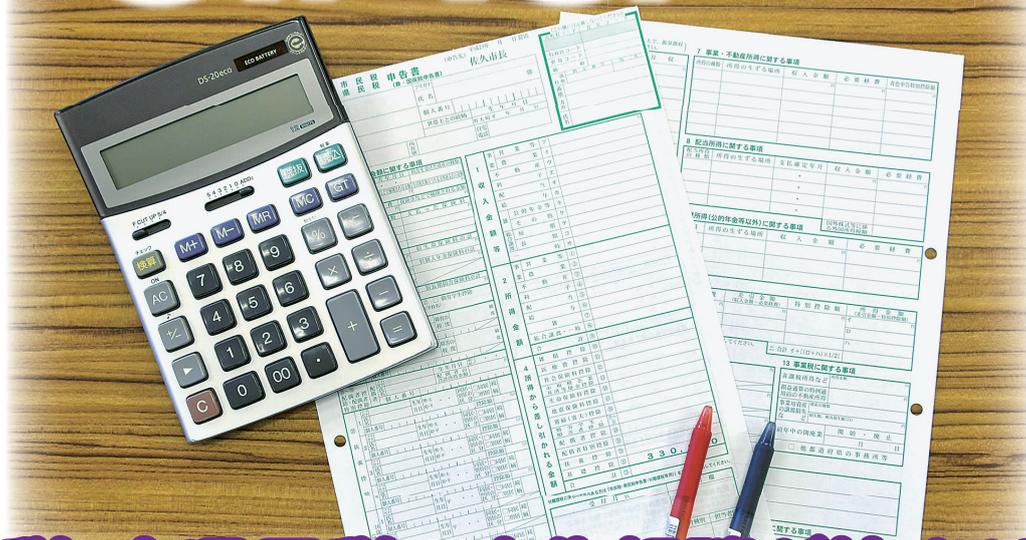


あなたの生活と行政をつなぐ

Saku LIFE

別冊

広報佐久
令和2年1月



所得税・市県民税の申告相談が始まります

～税の申告は2月17日(月)から3月16日(月)まで～

所得税・市県民税の申告内容は、課税の資料として使われるほか、国民健康保険税、介護保険料などの各種保険料、保育料などの基礎資料にもなります。申告をしないと、保険料の算定や課税内容の証明などに影響が出る場合がありますので、期限内の申告をお願いします。

令和元年台風第19号災害により、資産に損害を受けられた皆さんへ

佐久税務署および佐久市では、雑損控除等説明会を開催します。なお、雑損控除の詳細は6ページをご覧ください。

日程	時間	会場
1月18日(土)	10:00～12:00 14:00～16:00	臼田支所 2階大会議室
1月19日(日)	10:00～12:00 14:00～16:00	市民創練センター 大会議室 (猿久保165-1)

※予約は不要です。説明会の内容は4回とも同じです。

- ・申告相談日程表 P 2～3
- ・市民税・県民税の申告 P 4
- ・所得税の確定申告／税務関係書類にマイナンバーの記載が必要です P 5
- ・佐久市主催の会場で確定申告される方へ／災害等により資産に損害を受けた方は、控除を受けられる場合があります(雑損控除) P 6
- ・医療費控除は明細書の提出が必要です／その他のお知らせ
申告相談に関するお問い合わせ先 P 7
- ・申告区分チェックシート P 8

申告相談日程表

			臼田地区		浅科地区		望月地区	
日程			臼田支所会場 (臼田支所 2階大会議室)		浅科支所会場 (浅科支所 1階東会議室)		望月支所会場 (望月支所 3階大会議室)	
			申告相談対象地区		申告相談対象地区		申告相談対象地区	
月	日	曜	午前	午後	午前	午後	午前	午後
2	17	月	湯原	湯原・本郷	塩名田東部		布施地区 (御牧原・百沢・牧布施・式部)	
	18	火	田島・栗ノ木 千曲台・若葉	中小田切	塩名田中部		布施地区 (入布施・抜井)	
	19	水	上小田切 北川勝間	上小田切西	塩名田西部 県営住宅	塩名田舟久保	布施地区 (中居・雁村・大木・藤巻 一の原・長者原・東長者原・中石堂)	
	20	木	湯原新田	滝・緑ヶ丘	御馬寄東部		春日地区 (下之宮・善郷寺・高橋・北春)	
	21	金	臼田中町・旭ヶ丘	泉ヶ丘・城下・宮本	御馬寄西部		春日地区 (上新・金井・堀端・大西・向反)	
	25	火	臼田勝間・城山	上荒・中荒・下荒	御馬寄市営住宅 庄の上	駒寄	春日地区 (竹之城・新田・湯沢・新町)	
	26	水	下小田切・中央	諏訪	上原		春日地区 (宮之入・三明・茂沢 入新町・岩下・入片倉)	
	27	木	横山・稲荷	住吉	上原	下原	本牧地区 (長坂・城下・東町・八千代町 神田町・末広町・金井町・栄町・昭明町)	
	28	金	美里	美里・平	下原		本牧地区 (本町・上本町・西町 県町・古宮・御桐谷町・吹上町)	
3	2	月	伊勢	大奈良	中原		本牧地区 (印内・印内原・茂田井・観音寺)	
	3	火	田口中町	丸山・川原宿	八幡上町		協和地区 (片倉・西長者原)	
	4	水	三分	竜岡	八幡本町		協和地区 (比田井)	
	5	木	下越1～2	下越3～4 下越団地	八幡宮本	八幡大平	協和地区 (天神・協東・協西)	
	6	金	下越5～8	清川	八幡中町		協和地区 (高呂・大谷地)	
	8	日	指定日に申告できなかった皆さん (臼田地区)		指定日に申告できなかった皆さん (浅科地区)		指定日に申告できなかった皆さん (望月地区)	
	9	月	原	宮代	八幡桑山		協和地区 (小平・三井)	
	10	火	上中込	上中込・下町	八幡入の沢	鶴沼	指定日に申告できなかった皆さん (望月地区)	
	11	水	赤谷・入澤1～3 十日町	三条	矢嶋上	矢嶋下		
	12	木	入澤4～6	入澤7～8 月夜平・岩水	御牧原			
13	金	指定日に申告できなかった皆さん (臼田地区)		指定日に申告できなかった皆さん (浅科地区)				
16	月							

所得税・市県民税

- 受付時間は午前8時30分から午後4時までです。
- 混雑緩和のため対象地区を定めておりますが、対象地区以外の方の申告も受け付けますので、ご都合に合わせてご来場ください。
- 3月8日(日)は申告相談を行います。

				佐久地区						
日程			地区会場 (下記をご確認ください)		佐久市役所会場 (佐久市役所 8階大会議室)					
月	日	曜	会場名	申告相談対象地区		申告相談対象地区				
				午前	午後	午前	午後			
2	17	月	※地区会場はありません			中央区北町第二・町下町中・町上・朮水・中村	中央区北町第一・松井相立・苦水・大月・黒田			
	18	火				荒家・北口・平賀下宿 平賀中宿・平賀上宿	北耕地・平賀新町・太田部 常和南・常和北・アヴェニュー			
	19	水				中央区南町 前林・三石	杉の木・石神・権現堂			
	20	木				東会館	志賀下宿・志賀中宿 志賀上宿	安原・駒込	猿久保・猿久保東	伊勢林・駒場
	21	金				東会館	新子田	東地・西地・五十貫	瀬戸中・瀬戸南	西耕地・瀬戸東
	25	火				野沢会館	野沢本町・中小屋 取出町	十二町・原・鍛冶屋	※市役所会場はありません	
	26	水				野沢会館	本新町・泉野・上桜井 中桜井・下桜井	田町・高柳・跡部 三塚・北桜井		
	27	木				野沢会館	今岡・沓沢・日向・熊久保・泉 東立科・小宮山・前山南・洞源	平井・糠尾・下平 前山北中・美笹・弥生が丘		
28	金	野沢会館	下県西・相浜・大沢下町 大沢中町・大沢新田	下県東・竹田・地家 大沢上町・大地堂						
3	2	月	※地区会場はありません			平塚・根々井塚原 根々井・大塚	赤岩・常田 上塚原・下塚原			
	3	火				橋場南・橋場西・橋場東	佐太夫町・中込新町 三家第1・三家第2			
	4	水	浅間会館	住吉町・西本町 稲荷町	荒宿・相生町	※市役所会場はありません				
	5	木	浅間会館	本町・大和町・花園町 上の城・一本柳	長土呂・紅雲台					
	6	金	浅間会館	横根・下平尾 小田井下宿・荒田	上平尾・西屋敷					
	8	日	※地区会場はありません			指定日に申告できなかった皆さん (佐久地区)				
	9	月				大和田・落合 北岩尾・南岩尾	今井・三河田 横和・白山			
	10	火				指定日に申告できなかった皆さん (佐久地区)				
11	水									
12	木									
13	金									
16	月									

市民税・県民税の申告

市民税・県民税の申告が必要な方

令和2年1月1日現在、佐久市内に住所がある方は、申告が必要です。

ただし、次の方は申告の必要はありません。

(1) 確定申告書を提出する方

(2) 収入が1か所からの給与または公的年金等のみで、その支払者から市役所へ「給与支払報告書」や「公的年金等支払報告書」が提出されている方（源泉徴収票に記載されていない分の各種控除を受けたい方は申告が必要です。）

(3) 収入がなく（非課税所得のみも含む）、市内に住所がある方の扶養親族になっている方

※市民税・県民税の申告内容は、課税の資料として使われるほか、国民健康保険税、介護保険料などの各種保険料、保育料、公営住宅の家賃算定などの基礎資料にもなります。期限までに申告をしないと、国民健康保険税の軽減が受けられない場合や、所得証明書等の発行などに影響が出る場合があります。収入がない方でも申告が必要な場合がありますので、ご注意ください。

申告に必要なもの

対象項目	持ち物・必要書類	
申告者全員	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>税務署からのお知らせハガキ（税務署から届いた方）</u> ・振込先口座が分かるもの（還付を受ける場合） ・マイナンバーカードなどマイナンバーの分かるもの（申告者、同一生計配偶者、扶養親族分） ・運転免許証などの顔写真付きの身分証明書 ・市県民税申告書（市役所から届いた方） ・前年の申告書の控え（前年に申告されている方） 	
該当する場合のみ	給与・年金所得者	源泉徴収票（コピー不可）
	事業（農業、営業、不動産）所得者	収支内訳書（記入済みのもの）
	一時所得者・雑所得者	収入および経費が分かる書類
	社会保険料控除	国民年金保険料などの支払証明書または領収書
	医療費控除	医療費控除の明細書、医療費通知、各種証明書
	セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）	医療費控除の明細書、一定の取り組みを行ったことを明らかにする書類（健康診断の結果通知書等）
	生命保険料控除	支払保険料の証明書
	地震保険料控除（旧長期損害保険料含む）	
	障害者控除	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳など
	住宅借入金等特別控除	住宅借入金等特別控除額の計算明細書、年末残高等証明書
寄附金控除	寄附金の受領書など	

●申告の相談時間短縮のため事前準備をお願いします。

・農業所得、営業所得、不動産所得の申告

必要経費の項目ごとに領収書をまとめ、収支内訳書を作成しておいてください。

所得税の確定申告（佐久市では簡易な申告に限り受け付けできます）

所得税の申告が必要な方

公的年金、農業、営業、不動産などの収入があり、所得税の納付や還付を必要とする方は、確定申告をして下さい。佐久市主催の申告会場では、簡易な内容の確定申告に限り相談を受け付けます。

また、次のいずれかに該当する方は、原則として佐久市主催の会場では相談を受け付けることができませんので、佐久税務署での申告または相談をお願いします。

- ・居住用家屋を新築、増築などして、初めて住宅借入金等特別控除を受ける方
- ・土地・建物の売却による収入、株式等の売却による収入、先物取引に係る収入があった方
- ・青色申告の方
- ・純損失、雑損失の繰越控除を受ける方
- ・消費税や相続税および贈与税に関する相談のある方

※上記以外でも、佐久税務署をご案内する場合がありますのでご了承ください。

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」が便利です

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただくと、混雑する確定申告会場に出向かなくても、ご自宅のパソコン・タブレット・スマートフォンから24時間いつでも申告書を作成できます。「確定申告書等作成コーナー」の操作等に関するご不明な点は、電話にてお問い合わせいただけます。なお、作成した申告書は、e-Taxで送信または印刷して郵送のいずれかにより提出できます。詳しくは、佐久税務署へお問い合わせください。

■問合せ 佐久税務署 ☎67-3460（代表）

税務関係書類にはマイナンバーの記載が必要です

税務関係書類へのマイナンバー記載及び本人確認について

市県民税の申告書のほか、税務署に提出する申告書や申請書などの税務関係書類には、提出される方のマイナンバーの記載が必要です。

マイナンバーの提供を受ける場合は、なりすましを防止するため、マイナンバー法に基づき厳格な本人確認が義務付けられています。申告相談会場でマイナンバーが記載された申告書を提出していただく際には、本人確認をさせていただきます。

本人確認書類について

マイナンバーカードをお持ちの方は、1枚で本人確認ができます。通知カード等によりマイナンバーを確認する場合は、ほかに本人確認書類として顔写真付きの身分証明書等を提示していただきます。

1枚で本人確認できる書類	マイナンバーカード
マイナンバーの確認および本人確認に必要な書類	マイナンバー確認書類
	本人確認書類（下記のうち1つ）
	・通知カード 又は ・マイナンバーが記載された住民票
	・運転免許証 ・旅券(パスポート) ・運転経歴証明書 ・障害者手帳 ・在留カード ・学生証 ・社員証 ・資格証明書 ・税務署から送付されるお知らせハガキ ・名前が印字された申告書 など

※同一生計配偶者や扶養親族の方のマイナンバーも記載していただくようになりますので、通知カードなどのマイナンバーの分かるものをお持ちください。なお、同一生計配偶者や扶養親族の方の本人確認書類は必要ありません。

佐久市主催の会場で確定申告される方へ

確定申告書作成時に電子申告用の利用者識別番号を取得させていただきます

作成された申告書等のデータは、佐久市役所から佐久税務署へデータで提出（電子申告）いたします。データ送信時に使用する利用者識別番号（以下、「ID」と言います。）の取得手続きは、相談会場で行います。

既にIDを取得されている方は、「利用者識別番号の通知」などIDが分かる書類をご持参ください。
※IDは、一度取得していただくと、来年以降改めて取得する必要はありません。

災害等により資産に損害を受けた方は、控除を受けられる場合があります（雑損控除）

※対象になると思われる方は事前にご相談ください

雑損控除とは

災害等によって住宅や家財に損害を受けた場合に、所得税や市県民税（住民税）の軽減を受けるために適用される所得控除です。

雑損控除の対象となる資産

損害を受けた資産が次のいずれにも当てはまること

- 1 資産の所有者が次のいずれかであること
 - (1) 納税者
 - (2) 納税者と生計を一にする配偶者やその他の親族で、その年の総所得金額等が38万円以下の者
- 2 日常生活に通常必要な住宅、家具等の資産であること
(注) 別荘、書画、骨董、1個または1組が30万円を超える貴金属等は対象外です。

雑損控除の金額

次の2つのうちいずれが多い方の金額

- 1 (損失額) - (総所得金額等の合計額) × 10%
- 2 (損失額のうち災害関連支出の金額) - 5万円
(注1) 雑損控除の金額が大きく、その年の所得金額から控除しきれない場合には、翌年以後（3年間で限度）に繰り越して、各年の所得金額から控除することができます。その際は、損失申告用の確定申告書（第四表）が必要です。
(注2) 「災害関連支出の金額」とは、災害により滅失した住宅、家財等を取り壊しまたは除去するために支出した金額や住宅家財の原状回復のために支出した金額等です。

損失額とは

損失額 = 損害金額 + 災害関連支出の金額 - 保険金等により補てんされる金額

(注1) 「損害金額」とは、損害を受けた時の直前におけるその資産の時価を基にして計算した損害の金額です。

(注2) 「保険金等により補てんされる金額」とは、災害等に関して受け取った保険金や損害賠償金等の金額です。

(注3) 「被災した住宅、家財等の損失の計算書」「雑損失の金額の計算書」（国税庁HP掲載）を基に算出します。

雑損控除を受けるには

申告書に雑損控除に関する事項を記載するとともに、災害関連支出の金額の領収書を添付または提示してください。なお、罹災証明書をお持ちの方は、罹災証明書（写し）の添付または提示をお願いします。

医療費控除は明細書の提出が必要です（領収書は提出不要となりました）

領収書の代わりに“医療費控除の明細書”の作成・添付が必要です

明細書には、医療を受けた人、病院、薬局ごとに医療費を計算して記載してください。税務署から明細書の記載内容の確認のため、医療費の領収書の提示・提出を求められる場合があります。領収書は5年間保存する必要があります。

（注）令和元年分の確定申告までは、医療費の領収書の添付または提示によることもできます。

その場合、申告には誰がどの医療機関でいくら支払ったかの記入が必要になりますので、あらかじめ領収書の整理をしておいてください。生命保険や健康保険からの補てん金や公費負担医療等がある場合は、支払った医療費から差し引かれますので、その金額の確認もお願いします。

医療費控除の申告をされる方は、本庁税務課市民税係または各支所総務税務係の窓口で「医療費控除の明細書」を受け取るか、または市のホームページからダウンロードし、必要事項をご記入のうえ申告時に提出してください。

医療費のお知らせ（医療費通知）について

健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ（医療費通知）」について、要件を満たすものは、確定申告で使用することができます。ただし、通知に記載のない医療費は明細書に記載する必要があります。

「医療費のお知らせ（医療費通知）」については、各健康保険組合等にお問い合わせください。

その他のお知らせ

市県民税申告書をお送りします

令和元（平成31）年度分の市県民税の申告をされた方、および申告が必要と思われる方には、1月下旬に市県民税申告書をお送りします。申告書が届かなかった方でも、申告が必要と思われる場合は申告をお願いします。

申告書は郵送でも受け付けています

市県民税申告書は郵送でも提出できます。3月16日(月)までに、記入した申告書や各種証明書などを税務課市民税係宛てにお送りください。内容を確認させていただく場合がありますので、日中に連絡の取れる電話番号を必ず記入してください。なお例年、証明書等の不備があります。提出前に再度内容の確認をお願いします。また、マイナンバーカードなどマイナンバーの分かるものと、運転免許証など顔写真付き身分証明書の写しを同封してください。

※所得税の確定申告書を郵送される場合は佐久税務署へお送りください。

窓口では申告相談を行っていません

申告相談期間中は、市役所税務課窓口および各支所総務税務係窓口では申告相談を行っていません。相談は各会場にてお願いします。窓口では申告書の提出のみ受け付けています。

申告相談に関するお問い合わせ先

■税務課	市民税係	☎62-3040（直通）	※国民健康保険税に関するお問い合わせ
■臼田支所	総務税務係	☎82-3111（代表）	■国保医療課 国保年金係 ☎62-3164（直通）
■浅科支所	総務税務係	☎58-2001（代表）	
■望月支所	総務税務係	☎53-3111（代表）	

